

「人と地域が輝く未来共創交付金」事業活用団体の紹介

齋川地区と小原地区では、「まちづくり宣言」に基づき地区計画を策定し、令和4年度から「人と地域が輝く未来共創交付金」を活用しています。

齋川地区 「齋川楽しみ隊」～みんなで歩こう齋川のまち～

Q1 事業内容と、この事業を始めようとしたきっかけを教えてください。

A1 奥州白石齋川宿マップ「はじめまして、齋川と申します」活用事業として、齋川地区内の名所を巡るウォーキングイベントを開催しました。

きっかけは、齋川公民館の事業「さいかわ宝ものMAPづくり」で作成した地域MAPを活用した取り組みを展開したいと思い、団体を立ち上げて事業を実施することになりました。



▲検断屋敷の説明に熱心に耳を傾ける参加者(第1回上齋川編)

Q2 今後の方向性と、齋川地区を今後どのような地域にしていきたいですか？

A2 地域ウォーキングイベントは、さまざまな方を地域に呼び込み、地域のことを知っていただくことができる、やりがいのある事業です。今後も継続的に実施し、地域の皆さんの理解を深めていきたいと思えます。地域のさまざまな課題を「楽しいイベント」として地域内外の方の参画を得つつ、楽しみながら齋川地区をよくしていくことができればうれしいです。



▲60人が齋川の見どころをウォーキング(第2回中齋川・鹿ノ子編)

小原地区 「小原地区活性化推進協議会」～検断屋敷まつり～

Q1 事業内容と、この事業を始めようとしたきっかけを教えてください。

A1 平成15年から始まった検断屋敷まつりは、春はこいのぼりの吹き流し、夏は仙台七夕飾り、秋は収穫祭、冬は団子刺しと年4回開催しています。

きっかけは、過疎化や少子高齢化で元気を失った小原を活力ある地域にするため企画しました。



▲小原小・中学校の児童・生徒による迫力ある太鼓演奏

Q2 今後の方向性と、小原地区を今後どのような地域にしていきたいですか？

A2 材木岩や検断屋敷など小原の観光資源を生かした地域活性化の事業を継続していきたいと思っています。

また、世代を超えた交流(児童・生徒の参加)、活躍の場を生み出しながら、郷土愛と地域を担う人材を育てていきたいと思えます。



▲秋の検断屋敷まつりで司会を務める児童

白石市に暮らす一人一人の幸せを願って

「人と地域が輝く未来共創交付金」の活用について

☎まちづくり推進課 ☎22-1327

本市では「第六次白石市総合計画」を策定し、少子高齢化・人口減少に対応した持続可能な白石市の実現を目指しています。地域づくりについては、地域づくり計画を定め、各地区で策定した「まちづくり宣言」が計画的に実現できるよう、地区計画の策定を推進しています。令和4年度から「まちづくり交付金」に替わる新制度として「人と地域が輝く未来共創交付金」を創設し、地区計画に掲げる活動や事業を支援しています。

■「人と地域が輝く未来共創交付金」制度の概要 ※令和5年度は「齋川地区」、「小原地区」のみ活用可能

「人と地域が輝く未来共創交付金」を活用するためには、各まちづくり協議会や自治会連合会白石支部を中心に、「まちづくり宣言」に基づく地区計画を策定する必要があります。

令和5年度は、地区計画を策定した「齋川地区」、「小原地区」において活動する団体がこの交付金制度を活用することができます。

対象事業	各地区の「まちづくり宣言」に基づき策定された、地区計画の推進を図るための住民参加型の事業 ●地域の協働やコミュニケーションが推進される事業 ●福祉活動、環境美化、防災力の強化など、住民の安全・安心な生活に寄与できる事業 ●地域の特色を生かし、その魅力を高める事業 ●地域・社会の課題解決を図るためのコミュニティビジネスなど
対象経費	①地域づくり事業に直接要する経費 講師などの謝金、会場等設営費、印刷費、備品購入など ②地域づくり事業に直接要する事務費 消耗品費、通信運搬費、会議費(食糧費を除く)、旅費など
対象団体	まちづくり協議会などのほか、市内に拠点があり、5人以上で組織するコミュニティ活動に貢献が期待できる団体で、代表者を定め、運営や組織に関する規約または会則を定めている団体。 ※政治・宗教活動または営利のみを目的としないこと
予算上限額	基本額70万円+人口割 前年度10月末の地区の人口1人当たり50円(1,000円未満切り捨て)で積算

【申請の流れ】

交付金を活用したい各種団体は、齋川・小原の各まちづくり協議会にお問い合わせの上、交付申請書類等一式をご提出ください。

■地区計画策定を進めています

地区計画とは、まちづくり宣言の計画的な実現に向け、地区ごとに住民主体で話し合いの場を設けていただき、今後5年間の取り組みについて計画を立ててもらうものです。地区計画の具体的な内容は、「基本方針」、「具体的な取り組みの方向性」、「実施事業年度」、「重点施策の記載」です。

本市では、各地区が地区計画を策定するために活用できる「地区計画策定支援交付金」制度を創設し、地区計画の策定を支援しています。現在、3つの地区で地区計画の策定を進めています。



▲しらかわ未来塾(白川地区)



▲大鷹沢お宝会議(大鷹沢地区)



▲越河これから塾(越河地区)